

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「さらに、財務会計事務等の見直しについては、見直しを行う業務は決定しているが取組に遅れが見られることから、今後、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 年度計画【21i】において、「効率化・合理化を実施する」対象となる業務については、取組が「実施可能」なものであるとの限定が付されている。 学生のアルバイト料については、銀行振込と同時に源泉徴収データ作成機能を財務会計システムに付加することが業務の効率化・合理化に資するとの判断を昨年11月に行い、予算的な裏付けを確認したうえで、本年1月に財務会計システムの変更ソフト開発を業者に発注し、3月にその完成をみた。一方、これと併行して、学生への周知、振込先登録業務等、準備を順次行い、了承のとれた学生から銀行振込方式を一部実施しており、業務の効率化・合理化に向けて実施可能な取組を尽くしたと思料する（なお、銀行振込を全面実施できたのは本年7月からである）。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。 なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書作成に当たっては、実施状況内容の明示性や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「教職員の意欲向上を図るためのサバティカル制度等の導入については、導入の決定はしているものの、規程の整備等がされておらず、策定には至っていない状況であり、取組に遅れが見られることから、今後、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 サバティカル制度については、平成20年3月の教育研究評議会において、1) サバティカル制度の定義（研究専念期間を与える制度とする）、2) 利用資格（60歳未満であること、採用されて7年を経過していること等）、3) 研究期間（原則6月以上12月以内）、4) 研究方法（本学以外の国内外の大学等で研究に専念）、5) 選考及び決定（直近の教員活動評価の結果に基づき学長が決定）、6) 研究期間終了後における研究成果の学内外への公表、といった制度の基本方針は決定している。この基本方針に基づき、平成20年度から実施することとしたものであり、年度計画【26】にいう教職員の意欲向上を図るための支援方策としては策定済みであると思料される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 教員の意欲向上を図るための支援方策のうちの一つとして、サバティカル制度の導入を決定し、教育研究評議会において、サバティカル制度の基本方針は決定しているが、規程の整備等がされておらず、策定には至っていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (2) 財務内容の改善</p> <p>【原文】 「年度計画【21i】「財務会計事務等の見直しを行い、実施可能な業務について効率化・合理化を実施する」（実績報告書 29 頁）については、学生アルバイト料等の現金窓口払いを廃止し、全て銀行振込とすること等について決定しているが、実施には至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 年度計画【21i】において、「効率化・合理化を実施する」対象となる業務については、取組が「実施可能」なものであるとの限定が付されている。 学生のアバイト料については、銀行振込と同時に源泉徴収データ作成機能を財務会計システムに付加することが業務の効率化・合理化に資するとの判断を昨年 11 月に行い、予算的な裏付けを確認したうえで、本年 1 月に財務会計システムの変更ソフト開発を業者に発注し、3 月にその完成をみた。一方、これと併行して、学生への周知、振込先登録業務等、準備を順次行い、了承のとれた学生から銀行振込方式を一部実施しており、業務の効率化・合理化に向けて実施可能な取組を尽くしたと思料する（なお、銀行振込を全面実施できたのは本年 7 月からである）。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。 なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書作成に当たっては、実施状況内容の明示性や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。 以上の修正に基づき、「財務内容の改善」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。 (理由) 年度計画の記載 6 事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (3) 自己点検・評価及び情報提供</p> <p>【原文】 「年度計画【26】「評価結果を基に、教職員の意欲向上を図るための多面的な支援方策を策定する」(実績報告書 36 頁)については、サバティカル制度等の導入は決定しているが、規程の整備等がされておらず策定には至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 サバティカル制度については、平成 20 年 3 月の教育研究評議会において、1) サバティカル制度の定義(研究専念期間を与える制度とする)、2) 利用資格(60 歳未満であること、採用されて 7 年を経過していること等)、3) 研究期間(原則 6 月以上 12 月以内)、4) 研究方法(本学以外の国内外の大学等で研究に専念)、5) 選考及び決定(直近の教員活動評価の結果に基づき学長が決定)、6) 研究期間終了後における研究成果の学内外への公表、といった制度の基本方針は決定している。この基本方針に基づき、平成 20 年度から実施することとしたものであり、教職員の意欲向上を図るための支援方策としては策定済みであると思料される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 教員の意欲向上を図るための支援方策のうちの一つとして、サバティカル制度の導入を決定し、平成19年3月に開催された教育研究評議会等において、サバティカル制度の基本方針は決定されているが、規程の整備等がされておらず、策定には至っていないため。</p>